

お知らせ

プールでのウェアラブル端末(スマートウォッチ等)の使用について

令和 6年 4月 1日からプールでの手首装着型ウェアラブル端末(スマートウォッチ等)の使用制限を緩和させていただきます。 確認書の内容に同意した上でルールを守ってご使用ください。

◆ 使用する際の注意事項 ◆

1 使用できるウェアラブル端末について

- 完全防水機能付きでリストバンド型、腕時計型に限ります。
- ヘルスケア機能(心拍数や消費カロリーの計測等)を備えたものに限ります。

2 利用方法について

- ベルト部分を含む本体全体をクッション性のある保護カバーで完全に覆うこと。
- 使用できるのはヘルスケア機能のみとし、カメラや通話等の他の機能は絶対に使用しないこと。
- ロッカー室内でヘルスケア機能の設定を行い、保護カバーを装着した状態でプールサイドに入場すること。
- 特別施設等承認申請書を提出し、指定管理者の許可を必ず受け、目印のリストバンドを付けて遊泳すること。
- 故障・破損・汚損・紛失・盗難等や施設及び、他者とのトラブル・損害等については使用者の責任とすること。

